

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月26日(火) 14:19~14:45

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員 会長 玉城 増生  
1番 儀間 徹  
2番 安里 正春

5番 東江 良和

6番 知念 雄二

7番 玉城 政和

9番 玉城 正芳 計9名

欠席委員 3番 並里委員、8番 知念委員、計2名。

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

## 平成 29 年 第 9 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 29 年第 9 回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局よりご報告致します。  
委員総数 9 名中、7 名の委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 7 名出席しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。  
それでは議事に入ります。

日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、私が指名したいと思います。委員に 6 番知念委員、7 番玉城委員を指名します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。  
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局に説明を願います。

局長 ご説明致します。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

No. 1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 5,985 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 187 m<sup>2</sup>。次に●。登記、現況地目共に畑。地積 109 m<sup>2</sup>。同じく●。登記、現況地目共に畑。地積が 501 m<sup>2</sup>。次に●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,421 m<sup>2</sup>。●。登記、現況地目共に畑。地積が 2,512 m<sup>2</sup>。最後に●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,255 m<sup>2</sup>。6 筆の合計面積は 5,985 m<sup>2</sup>。坪にしますと 1,810 坪。所有権移転贈与での案件となっております。

続きまして No. 2 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 11,035 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 7,814 m<sup>2</sup>。次に●。登記、現況地目共に畑。地積が 260 m<sup>2</sup>。同じく●。登記、現況地目共に畑。地積が 254 m<sup>2</sup>。次に●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,674 m<sup>2</sup>。最後に●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,033 m<sup>2</sup>。5 筆の合計面積が 11,035

m<sup>2</sup>。坪にしますと 3,338 坪。所有権移転贈与での案件となっております。  
以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。

3 番 議長、休憩をお願いします。

議長 はい、休憩致します。 (14:27~14:36)

再開致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし。と認めます。本案は原案の通り決定いたしました。

日程の第4。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について、事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。

No.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が東●。登記、現況地目共に畑。地積が 207 m<sup>2</sup>。うち転用面積が同じく 207 m<sup>2</sup>。次に同じく●。登記、現況共に畑。地積が 399 m<sup>2</sup>。うち転用面積同じく 399 m<sup>2</sup>。転用目的、住宅兼店舗。所有権移転売買での案件となっております。2筆の合計面積が 606 m<sup>2</sup>。坪にしますと 183 坪。坪当りの価格は 4,500 円となっております。お配りしました意見書をお願い致します。農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域の第1種農地となっている。本事業計画については、他の地域に代替地を検討したが見付からず、また、地域の農業振興の観点から当該集落の土地利用に支障がないことから適当と認める。」という意見を付して県へ進達したいと思いますが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい、これで質疑を終わります。  
お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし。と認めます。本案は原案の通り決定いたしました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
平成 29 年第 9 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14 : 45

署 名

会 長 玉城 増生 印

6 番 知念 雄二 印

7 番 玉城 政和 印